

平成30年度地下水の水質測定結果について

令和元年11月 7日
環境政策課

愛媛県環境審議会の答申を受けて作成した「平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき調査した結果は、次のとおりでした。

- 1 調査期間 平成30年4月～平成31年3月
- 2 実施機関 愛媛県、松山市、国土交通省
- 3 調査結果の概要等

(1) 継続監視調査

ア 調査地点及び測定項目

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
愛媛県	51	4 ^{※1}	—
松山市	10	5 ^{※2}	—
国土交通省	6	28 ^{※3}	21 ^{※4}

※1 砒素、1,1,1-トリクロロエタン、テトラクロロエレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※2 1,1-ジクロロエレン、1,2-ジクロロエレン、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※3 カドミウム、全アン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、1,3-ジクロロプロパン、チウム、シジソン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジメチル

※4 クロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イネキサチオン、ダイズリン、フェニトチオン、イプロチオン、キリン銅、クロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロホス、フェノカルブ、イプロホス、クロニトロフェン、トルエン、キリン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン

イ 調査結果（基準超過地点）

○ 環境基準項目

調査を実施した67地点において、テトラクロロエチレンが1地点、砒素が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が16地点で、環境基準を超過した。

（平成29年度は、テトラクロロエチレンが1地点、砒素が2地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が15地点（うち1地点は、概況調査と重複）で超過）

・テトラクロロエチレン

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	平成30年度	平成29年度	環境基準
松山市	松山市生石町	0.076	0.026	0.01 以下

・砒素

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	平成30年度	平成29年度	環境基準
愛媛県	今治市関前小天下	0.014	0.014	0.01 以下

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	原因	調査結果		環境基準
			平成30年度	平成29年度	
愛媛県	今治市宮窪町友浦	施肥	15	14	10 以下
	今治市伯方町叶浦	施肥	21	24	
	今治市大三島町野々江	施肥、生活排水	11	11	
	今治市上浦町盛	施肥	11	9.5	
	今治市上浦町瀬戸	施肥	13	17	
	越智郡上島町弓削佐島	施肥	11	8.7	
	越智郡上島町生名	施肥	19	19	
	越智郡上島町岩城	施肥	12	13	
	伊予郡松前町北黒田	施肥、生活排水	12	9.9	
	伊予郡砥部町川井	施肥	14	19	
	西宇和郡伊方町二見	施肥	15	9.9	
	八幡浜市保内町川之石	施肥	11	11	
	鬼北町大字永野市	施肥	12	11	
松山市	松山市吉藤4丁目	施肥、生活排水	21	23	
	松山市山西町	施肥	14	16	
	松山市由良	施肥、生活排水	13	14	

- 要監視項目
調査を実施した6地点において、指針値の超過はなかった。

(2) 概況調査

ア 調査地点及び測定項目

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
愛媛県	10	7*	—
松山市	10	28	24

※ 砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、クロロフェン（別名：塩化ピコニル又は塩化ピコニルモノマー）、1,2-ジクロロフェン、1,4-ジクロロベンゼン

イ 調査結果（基準超過地点）

- 環境基準項目
調査を実施した全20地点で環境基準値以下であった。
（平成29年度は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点（継続監視調査と重複地点）で超過）

(3) ダイオキシン類調査

ア 調査地点

(単位：pg-TEQ/L)

調査機関	調査地点	平成30年度	環境基準
松山市	松山市小栗5丁目	0.015	1 以下

イ 調査結果

調査を実施した地点において、環境基準を達成した。

(平成29年度も全1地点で達成)